

## 後期高齢者医療制度 高額介護合算療養費制度

### ！ 高額介護合算療養費 (高額医療・高額介護合算制度)

「医療保険」と「介護保険」の1年間の自己負担額を合算した額が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額が「高額介護合算療養費」として支給される制度

#### ■ 合算期間 (計算期間)

平成29年8月1日～平成30年7月31日

#### ■ 合算範囲

同一世帯内の後期高齢者医療の被保険者にかかる自己負担額 ※高額療養費等の支給該当額を除く

#### 《申請方法》

計算期間中に医療保険と介護保険の両方で異動がなく支給の対象となる方には、平成31年1月頃広島県後期高齢者医療広域連合から申請案内を送付します。同封の申請書に必要事項を記入のうえ保険医療課医療保険年金係、または各支所へ提出してください。いずれかの保険で異動があった方、住所地と介護保険の市町が違う方には、申請案内を送付できない場合がありますのでご相談ください。

問 保険医療課 医療保険年金係 担当: 桑田

☎ お太助フォン 42-5619 ☎ 42-2130

## 「広報あきたかた」について ご意見をお寄せください

### アンケート

- Q1. 今月号でよかった内容や写真があれば教えてください。
- Q2. 取り上げてほしい内容や企画があれば教えてください。
- Q3. 広報に関するご意見・ご感想をお聞かせください。

### 受付

メールもしくは、本庁・支所へ設置してありますアンケート用紙にご記入いただき、広報ご意見ポストへ投函ください。

### 懸賞付きアンケート 協賛企業募集

広報あきたかたでは「懸賞付きアンケート」掲載に向け、市内外問わず、懸賞協賛企業を広く募集しています。申し込み、お問い合わせは総務課秘書広報室までご連絡ください。

総務課秘書広報室

✉ hisyokouhou@city.akitakata.jp

## 後期高齢者医療制度 自己負担額に上限が設けられました

70歳以上(65歳以上で障害認定により後期高齢者医療制度に加入している方も含む)の高額療養費制度の見直しにより、年間を通して高額な外来診療を受けている方の負担が増えないよう、平成29年8月診療分から年間の自己負担額に上限が設けられました。

#### 《対象》

平成30年7月31日時点で高額療養費の自己負担限度額の区分が「市民税課税一般」または「市民税非課税」世帯に属する方

#### ■ 年間上限額 [144,000円]

個人の外来診療の自己負担を合算し、上限額を超えた額が外来年間合算の支給額となります。(月ごとの高額療養費が支給されている場合は、そのうち外来診療分として既に支給された額を差し引いて計算)

#### ■ 合算期間 [平成29年8月1日～平成30年7月31日]

これまでに高額療養費の申請をしたことがある方で、外来年間合算の支給がある場合は、高額療養費の振込先口座へ振り込まれます。(申請は必要ありません)

高額療養費の申請をしたことがない方へは、平成30年12月中旬に申請案内を送付しています。(期間中に異動があった方は、申請案内が届いていない場合もあります)

問 保険医療課 医療保険年金係 担当: 桑田

☎ お太助フォン 42-5619 ☎ 42-2130

## 自治懇談会 開催希望を受け付けています

#### ■ 自治懇談会申込受付

市民と行政の協働のまちづくりに向け、住民自治組織を単位として、市との懇談会の開催申し込みを随時受け付けています。(平成29年度には、吉田町の吉田・丹比・可愛地区振興会との懇談会を開催。道路、有害鳥獣対策、生活支援など、幅広く意見交換)

#### ■ 「テーマ別懇談会」テーマ募集

町単位で巡回し、特定の行政テーマについて意見交換を行うテーマ別懇談会のテーマを募集します。本紙面上のアンケート用紙にご希望のテーマを記入し、本庁・各支所設置のご意見ポストに投函してください。

問 地方創生推進課 まちづくり支援係 担当: 岡本・立川

☎ お太助フォン 42-2124 ☎ 42-4376

制度に関する  
お知らせ

## 行政情報



## マイナンバー(個人番号)カード 臨時交付窓口を開設します

#### 《日時》

- ・1月25日(金) 17時15分～18時45分
- ・1月26日(土) 8時30分～16時45分
- ・1月27日(日) 8時30分～16時45分

#### 《場所》

総合窓口課

※本庁の総合窓口課のみで窓口を開設します。

※吉田町以外に住所のある方で、臨時交付窓口での受け取りを希望される方は、事前に本庁の総合窓口課、もしくは住所地の支所へ1月23日(水)までにご連絡ください。

#### 《対象》

マイナンバーカードを申請し、「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書(はがき)」が届いている方。

## 所得税等の申告に使用する 「障害者控除対象者認定書」の発行

### ！ 障害者控除対象者認定書

65歳以上の方で障害のために日常生活で常に介護を要する方が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができる認定書。この認定書を、所得税等の申告の際に提示すると、本人及びその方を扶養している方が控除を受けることができます。

#### 《対象》

次の①～③のすべてに該当する方、またはその家族の方

- ①市内に住所を有する65歳以上の方
- ②精神または身体に障害がある方(認知症を含む)
- ③障害の程度が日常生活で常に介護を必要とする程度の方

※障害者手帳で障害者控除の対象となっている方であっても、介護が必要な状態によっては、この認定を受けることにより特別障害者控除の対象となる場合があります。

※平成30年度から担当課が社会福祉課から保険医療課へ変更になりました。

問 保険医療課 介護保険係 担当: 登立

☎ お太助フォン 42-5618 ☎ 42-2130

#### 《持参するもの》

- 個人番号カード交付・電子証明書発行通知書(はがき)
- 通知カード(個人番号を通知した紙のカード)
- 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- 本人確認書類(運転免許証・パスポート・在留カード・住民基本台帳カード等、顔写真付の公的機関が発行しているものを1点※顔写真付の本人確認書類がない場合は、健康保険証・年金手帳・医療受給者証・社員証・学生証・預金通帳等のうち2点)
- 印鑑
- ※15歳未満の方のマイナンバーカード受け取りや、病気・身体の障害、その他やむを得ない理由により本人が来られない場合はお問い合わせください。

問 総合窓口課 窓口係 担当: 吉川

☎ お太助フォン 42-5616 ☎ 42-2130

各支所(連絡先はP5目次下部に記載)

## 凍結防止 冬季の水道管・屋外給湯器

冬季になると水道管・給湯器などが、凍結により破損することがあります。

#### ■ 凍結を防ぐために

- ・露出した水道管や屋外の蛇口を保温材や乾いた毛布などで保温してビニールシートなどで覆う
- ・凍結防止ヒーターが設置してある場合は、忘れずにコンセントにプラグを挿してスイッチを入れる
- ・しばらく留守にする場合や集会所などではメーターボックスの止水栓を閉めて、「水抜き栓」か「低い場所にある蛇口」を開けて水道管内の水を抜く

#### ■ 凍結して水が出ないとき

ヘアドライヤーかぬるま湯をゆっくりとかけ、解かしてください。

#### ■ 水道管などが破裂してしまった場合

メーターボックス内の止水栓を閉め、市指定給水装置工事店に修理を依頼してください。

※凍結により破損した家庭内の水道設備の修理代および漏れた水道水の料金は利用者の負担となります。

問 上下水道課 水道係 担当: 奥本・谷川

☎ お太助フォン 47-1203 ☎ 47-1206